

## 北海道海岸漂着物対策推進協議会(概要)

資料 3-3

- 1 設置目的 北海道の海岸における良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図ることを目的として設置
- 2 事務 (1) 海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること  
(2) 海岸漂着物等対策に係る普及啓発に関すること  
(3) 地域計画の作成または変更に関する協議  
(4) 海岸漂着物等対策の推進に関する連絡調整、その他必要な事項
- 3 組織 (1) 北海道、国、市町村、関係団体及びNPO法人から選出された者  
(2) 海岸漂着物対策の推進に関係する学識経験者  
(3) 地域の海岸漂着物等対策の推進ために設置された協議会から選出された者  
(地域の協議会の設置は、別に定める)
- 4 役員 互選により選出する会長を置く
- 5 会議 会長が招集し、原則として年1回開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催
- 6 事務局 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
- 7 その他 協議会の開催は一般公開

# 北海道海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

## (目的)

第1条 北海道の海岸における良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図ることを目的として、北海道海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること
- (2) 海岸漂着物等対策に係る普及啓発に関すること
- (3) 地域計画の作成または変更に関する協議
- (4) 海岸漂着物等対策の推進に関する連絡調整、その他必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、次の者で構成する。

- (1) 別表1に掲げる機関及び団体から選出された者
  - (2) 海岸漂着物対策に関して専門的な知識を有する学識経験者
  - (3) 地域の海岸漂着物等対策の推進に係る事務を行うため、別に定めるところにより設置された地域協議会から選出された者
- 2 会長が必要と認めるときは、新たな機関及び団体から選出された者を加えることができる。

## (任期)

第4条 学識経験者の任期は、3年とし、再任を妨げない。

## (役員)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、第3条第1項(1)の者及び(2)の学識経験者の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故ある時は、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、原則として年1回開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催する。

## (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に事務局を置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附則

- 1 この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

## 別表1（第3条関係）

機関・団体名	役職名	備考
北海道農政部	農村振興局農村整備課長	海岸管理者
北海道水産林務部	水産局漁港漁村課長	海岸管理者
北海道建設部	土木局砂防災害課長	海岸管理者
北海道建設部	建設管理局建設政策課参事	港湾担当
北海道総合政策部	地域づくり支援局参事	地域振興担当
北海道環境生活部	環境局循環型社会推進課参事	廃棄物担当
国土交通省北海道開発局	建設部河川管理課長	
海上保安庁第一管区海上保安本部	警備救難部刑事課長	
環境省北海道地方環境事務所	環境対策課長	
北海道市長会	事務局参事	
北海道町村会	政務部長	
北海道漁業協同組合連合会	環境部長	
社団法人北海道産業廃棄物協会	事務局長	
社団法人北海道環境保全協会	事務局長	
財団法人北海道環境財団	専務理事兼事務局長	
NPO法人北海道海浜美化を進める会	会長	
NPO法人北海道市民環境ネットワーク	副理事長	
浜辺と海をきれいにする会	会長	

# 地域グリーンニューディール基金事業(海岸漂着物地域対策推進事業)の概要

## 【事業内容】

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画の策定に関する事業、地域計画に盛り込まれる、又は、今後盛り込まれることが想定される海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業

## 【事業概要】

国

○海岸漂着物処理推進法第29条に規定する財政上の措置として位置づけ

事業期限：  
平成23年度

事業計画

補助金

・約60億円(全国)

事業実績報告

都道府県【地域グリーンニューディール基金(地域GND基金)】

### (1) 海岸漂着物等対策の推進事業

- 都道府県自ら実施する事業
  - ・協議会の運営
  - ・地域計画の策定
  - ・地域計画の策定に必要な調査等、海岸漂着物等の対策の推進を図るための事業

### (2) 海岸漂着物等の回収・処理事業

- 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業で、海岸管理者等として実施する事業
  - ・海岸漂着物等の回収・処理(民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。)
  - ・海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究

### (3) 発生抑制対策事業

- 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業
  - ・海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発
  - ・発生抑制のための関係者間の連携・交流等、海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業

注)補助の対象となる経費は、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料(施設整備、船舶や重機等の購入費は不可)。

## 道の地域GND基金事業(海岸漂着物地域対策推進事業)の概要

### 【目的・概要】

国の経済危機対策に基づき交付される地域グリーンニューディール基金を活用し、平成23年度末までの3年間で、海岸漂着物の集積が著しい海岸において、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等の海岸漂着物対策事業を道自ら、又は市町村への補助により重点的に実施することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全の向上を図る。

### 【事業内容】

●事業期間：平成21～23年度

●事業予算：3億9,932万4,000円

1次内示分	3億100万円	基金造成済み
2次内示分	9,832万4,000円	今後基金造成予定

●事業内容：

項 目	事業内容	具体的な実施内容
海岸漂着物等対策の推進事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協議会の設置運営</li> <li>2 地域計画の策定及び策定に必要な調査</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道海岸漂着物対策推進協議会設置運営</li> <li>・北海道海岸漂着物対策推進計画（仮称）の作成及び見直し</li> <li>・海岸漂着物実態調査</li> </ul>
海岸漂着物等の回収・処理事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海岸管理者等が実施する回収・処理事業</li> <li>2 海岸漂着物等回収・処理に係る調査研究</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道及び市町村が海岸管理者として回収・処理事業を実施</li> <li>・NPO等民間団体と連携した事業</li> <li>・海岸漂着物実態調査</li> </ul>
発生抑制対策事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 普及啓発事業</li> <li>2 関係者間の連携・交流</li> <li>3 発生原因・抑制等に係る調査</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム等の開催</li> <li>・啓発資材の配布</li> </ul>

●海岸漂着物等の回収・処理事業の実施方法：道、市町村、海岸管理者その他関係者が協議・連携して実施する。